

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
赤嶺企画設計室 那覇市長田2丁目4-19
76000599
(建築関係コンサルタント)
- 2 指名停止期間
令和8年3月24日 ～ 令和8年5月23日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
赤嶺企画設計室が受注した教育庁施設課発注の「普天間高校(普養館)解体工事設計業務」において、履行期間内に業務を完了することができず、105日間の遅延が生じた。
- 5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内